

令和元年7月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年7月10日(水)、午前9時30分 久留米市商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田 三津雄	委員
2番	池田 清茂	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
6番	上村 孝二	委員
7番	内田 洋一	委員
8番	緒方 義範	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島 富士雄	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生 和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡 恵美子	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員、無し

事務局の出席者は10名である。

事務局 皆様、おはようございます。総会の開催にあたりまして、報告いたします。本日、現委員数 23 名、全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。傍聴にあたっては、久留米市農業委員会傍聴要領第 1 条第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長の許可を求めたいと思います。

議 長 はい、本日の第 1 号議案から第 5 号議案について、1 名の方より傍聴の申出がっております。1 名の方の傍聴を許可することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議無しの声」

議 長 はい、それでは、1 名の方に傍聴を許可することにいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、傍聴者に入室していただきます。

議 長 はい、傍聴者の確認をいたします。
*****の*****に間違いは、ございませんか。

傍聴者 はい。

議 長 傍聴者に申し上げます。本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 5 号議案までといたします。議案審議が終了しましたら、速やかに退席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

傍聴者 はい。

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは、7 月の農業委員会総会、今日の議案は若干少ないようでございます。皆様のご協力をお願い申し上げて、ただいまより、7 月の農業委員会総会を開催いたします。

「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページをお願いいたします。
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1 番 1 件です。
西部地域 2 番から 5 番までの 4 件です。

以上、1 番から 5 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第 1 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第 1 号議案」は、可決されました。
続きまして「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 2 ページをお願いいたします。
「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

西部地域 1 番、2 番の 2 件です。
1 番 申請地 藤光町 畑 811 m²
申請理由 申請地に太陽光発電設備を設置するものです。
2 番 申請地 三瀨町生岩 畑 20 m²
申請理由 申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします

委員 西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。
転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。
申請地は荒木中学校から東へ約500メートル、上津小学校から南西へ約2キロメートルのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、溜め枒を設置して、北側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。
被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
次に審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。
転用目的は、貸家住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、西鉄犬塚駅から南へ約2キロメートル、西牟田小学校から南西へ約2.7キロメートルのところに位置します。
農地区分については、10ヘクタール以上の広がりがある区域内にある農地がありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存施設の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、汲み取り式で処理されます。
被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることで、土地の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。
以上、2件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方はお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第2号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第2号議案」は、可決をされました。
続きまして「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 3ページをお願いいたします。
「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域 1番から4ページ5番までの5件です。

1番 申請地 善道寺町飯田 田 3筆 計3,436㎡

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

2番 申請地 善道寺町飯田 畑 188㎡

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

次のページをお願いいたします。

3番 申請地 田主丸町志塚島 畑 3筆 計306㎡

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番 申請地 田主丸町志塚島 畑 2筆 計1,382㎡

申請理由 申請地を取得し、貸露天資材置場として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地・第2種農地と混在しておりますが、第1種農地につきましても、特別な立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適

用しております。

5番 申請地 田主丸町竹野 田 319 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5ページをお願いいたします。

西部地域 6番から6ページ12番までの7件です。

6番 申請地 荒木町白口 田 1,704 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

7番 申請地 藤光町 田 3筆 計767 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

8番 申請地 御井町 畑 2筆 計708 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです

6ページをお願いいたします。

9番 申請地 三潞町高三潞 畑 2筆 計138 m²

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

10番 申請地 三潞町高三潞 田 225 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番 申請地 三潞町高三潞 田畑 3筆 計455.31 m²

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(2戸)を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番 申請地 三潞町田川 畑 244 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

なお、3ページ審議番号1番つきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委員 それでは、東部審査会からまいります。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、善導寺駅から北東へ約 540 メートル、草野小学校から北西へ約 1.8 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、本件は 3 筆の農地が申請地となっておりますが、西側の農地は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内にかやのみ保育園、こでまり保育園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。中央と東側の農地に関しましては、善導寺駅からおおむね 500 メートルの位置にありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存擁壁および既存コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地は、善道寺小学校から東へ約 850 メートル、草野小学校から北西へ約 2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、特別の立地条件が必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、川合小学校から南東へ約 750 メートル、田主丸総合支所から南西へ約 2.3 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を経由して、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理され、同じく南側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ

計画となっております。

続きまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、貸露天資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地は、川合小学校から東へ約 650 メートル、田主丸総合支所から西へ約 2.3 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、北側の農地については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

南側の農地については、農地の広がり方が 10 ヘクタール未満であり、第 1 種、第 3 種の要件に該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と既存資材置場の中央部分にある排水管を通じて北側の道路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、竹野小学校から東へ約 870 メートル、川合小学校から南へ約 2.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と宅地の東側にある集水柵を通じて水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、浄化槽で処理されます。

被害防除につきましては、法面施工により土留めをし、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、5 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

委員

続きまして、西部審査会から報告いたします。

審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、JR荒木駅から西へ約300メートル、筑邦市民センターから東へ約1キロメートルのところに位置します。

農地区分については、JR荒木駅からおおむね300メートルの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から東へ約400メートル、上津小学校から南西へ約2.5キロメートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枡を設置して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックおよび法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、高良内小学校から北へ約600メートル、高牟礼市民センターから東へ約800メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土地の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

申請地は、三瀧小学校から南へ約200メートル、三瀧総合支所から北西へ約700メートルのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で、東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から西へ約 700 メートル、三瀧総合支所から北西へ約 1.4 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜柵を経由して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、建売住宅（2 戸）を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から西へ約 700 メートル、三瀧総合支所から北西へ約 1.4 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜柵を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄三瀧駅から北へ約 100 メートル、三瀧小学校から南東へ約 800 メートルのところに位置します。

農地区分については、西鉄三瀧駅からおおむね 300 メートルの区域内にある農

地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枿を設置して、東側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、東側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方はお願いをいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第3号議案」に、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。
なお、審査番号1番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして「第4号議案 非農地証明ついて」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。
「第4号議案 非農地証明ついて」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域 1番 1件です。

1番 申請地 藤光町 畑 1,908 m²の内 414 m²、現況宅地。

証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上

経過しているものです。地図ナンバーは15番です
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
はい、どうぞ。

委 員 申請されているのは414㎡ですが、他の部分は畑として利用されているのですか。

事務局 畑として利用されております。

委 員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

「無しの声」

議 長 他に無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。

「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第4号議案」は、可決されました。
続きまして「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。
「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区 1番、2番の2件です。

1番 所在地 上津町 田 2筆 計1,440㎡、推進機構からの買入となりま

す。

2番 所在地 小森野7丁目 畑 1,218 m²、推進機構からの買入となります。
第2区 3番の1件です。

3番 所在地 田主丸町益生田 畑 3筆 計2,356 m²、推進機構からの買入
となります。

9ページをお願いいたします。

第3区 4番から6番までの3件です。

4番 所在地 北野町稲数 田 1,577 m²、推進機構からの買入となります。

5番 所在地 北野町乙吉 田畑 3筆 計 3,051 m²、推進機構への売り渡
しとなります。

6番 所在地 北野町十郎丸 田 3筆 計9,723 m²、推進機構への売り渡し
となります。

第5区 7番の1件です。

7番 所在地 三瀨町田川 田 1,154 m²、推進機構からの買入となります。

以上、1番から7番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18
条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので質疑を終了して、ただいまから、採決を行いたいと思
います。

「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。
よって、久留米市長あて、通知をいたします。
傍聴の方に申し上げます。「第1号議案」から「第5号議案」まで、議案審議
が終了いたしましたので、退席をお願い申し上げます。

(傍聴者退席)

議 長 続きます、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による届出の受理の専決
について

報告第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による届出の受理の専決
について

報告第 3 号 農地法第 18 条 第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条 第 1 項 第 6 号の規定による受理通知書の撤回
願について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので質疑を終了いたします。

従いまして、報告第 1 号から報告第 4 号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委
任されたいと思います。ご異義ございませんか。

「異議無しの声」

議 長 はい、ご異義なし、と認めます。

よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任す
ることに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則第 10 条第 2 項の規定により

3 番 池田 龍子 委員

15 番 田中 弥生 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。